

◎ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）（抄）
 （傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>令和八年度における財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、令和八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和八年度から令和十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを</p>	<p>財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「経済・財政一体改革」とは、我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを</p>

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、令和九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、令和八年度所属の歳入とする。

3・4 [略]

[削る]

踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

(令和八年度から令和十二年度までの間の各年度における特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和八年度から令和十二年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、当該各年度の翌年度の四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

3・4 [略]

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合には、同項に定め

踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

(令和三年度から令和七年度までの間の各年度における特例公債の発行等)

第三条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、当該各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、当該各年度の翌年度の四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、当該各年度所属の歳入とする。

3・4 [略]

(特例公債の発行額の抑制)

第四条 政府は、前条第一項の規定により公債を発行する場合には、同項に定め

〔削る〕

る期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

（行財政改革の徹底）

第五条 政府は、経済・財政一体改革を推進

する中で、歳出及び歳入の改革、持続可能な社会保障制度を構築するための改革（現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するための施策の実施を含む。）その他の行財政改革を徹底するものとする。

2 政府は、前項に規定する行財政改革の一

環として、租税特別措置（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。）及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の適正化について検討を加え、その

る期間が経過するまでの間、財政の健全化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において同項の規定により発行する公債の発行額の抑制に努めるものとする。

〔新設〕

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。